

あわら市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市におけるふるさと納税を活用した地域資源のPR及び地域の活性化を図るため、ふるさと納税返礼品の開発等に取り組む事業者に対して交付するあわら市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金(以下「補助金」という。)について、あわら市補助金等交付規則(平成16年あわら市規則第37号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 採択事業 市長が別に定める事業者提案募集要項等に基づき採択された事業をいう。
- (2) 選定事業者 採択事業の実施主体となる事業者をいう。
- (3) クラウドファンディング 採択事業を実施するために必要な資金を選定事業者へ補助金として交付するため、ふるさと納税の仕組みを活用して、本市が指定するインターネットサイトで寄附を募集し、その原資を調達することをいう。
- (4) 開発等 ふるさと納税返礼品の開発、増産又は改良(パッケージの変更等の軽微なものを除く。)をいう。
- (5) 寄附額 クラウドファンディングにおいて寄附を受けた額の合計額
- (6) 目標額 補助対象経費の額の合計額に100分の125を乗じた額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する選定事業者とする。

- (1) 採択事業への寄附額が目標額に達した者であること。
- (2) 市内に事業所等を有し、又は開設を予定する者で、当該補助金による開発等により生産される製品を補助金の交付決定の日から5年以上継続して本市のふるさと納税返礼品として提供する者であること。
- (3) 国又は他の地方公共団体からこの要綱に基づく補助金の対象事業と同一の事業に対して同種類似の補助を受けていないこと。
- (4) 市税等の滞納(納税猶予等の措置によるものを除く。)がないこと。
- (5) 暴力団等の反社会的勢力若しくは反社会的勢力と関係を有する者又は反社会的勢力から出資等資金提供を受けている者でないこと(法人の場合はその役員を含む。)

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、採択事業に要する経費とする。

(補助金の額及び補助限度額)

第5条 補助金の額は、寄附額の10分の4以内の額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、補助対象経費の額の合計額又は2,000万円のいずれか低い額を上限とする。

(寄附状況の通知)

第6条 市長は、採択事業に係る寄附額が目標額に達したとき及び補助限度額に相当する寄附額に達したとき又はクラウドファンディングの期間が終了したときは、寄附状況通知書(様式第1号)により選定事業者に寄附状況を通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする選定事業者は、あわら市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付申請書(様式第2号)に、別表第1に規定する書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、クラウドファンディングにおいて目標額を達成した月の翌月末までに行うものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときはあわら市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付決定通知書(様式第4号)により、不交付の決定をしたときはあわら市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金補助金不交付決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の決定に際し、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第9条 補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業計画を変更し、又は事業を中止しようとするときは、あわら市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金変更(中止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、あわら市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金(変更交付・取消)決定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、あわら市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金実績報告書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、あわら市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金確定通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額の確定を受けたときは、あわら市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(概算払等)

第13条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助事業者の経済的な事情その他補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業が完了する前に、交付決定額の2分の1以内の額を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払による補助金の交付を受けようとするときは、第8条の規定による交付決定の通知後、あわら市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金概算払請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、市長がやむを得ない事由があると認める場合はこの限りでない。

- (1) 法令又は条例若しくはこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金による開発等により生産される製品を本市のふるさと納税返礼品として補助金の交付決定の日から5年以上継続して提供しないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとき。

2 前項の規定による補助金の返還請求を受けた補助事業者は、期限内に補助金を返還しなければならない。

3 前2項の規定は、第11条の規定による補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(事業成果の報告)

第15条 補助事業者は、補助金の交付が決定した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間は、補助金の交付を受けた事業の実施状況を定期的に市長へ報告しなければならない。

(書類の保存)

第16条 補助事業者は、補助事業に関する書類及び帳簿等の関係書類について、補助金の交付が決定した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 規則第18条第1項第2号に規定する市長が定めるものは、1品の取得価格又はその効用増加価格が30万円以上のものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年1月6日から施行する。

別表第1(第6条関係)

| 区分 | 添付書類 |
|-------|--|
| 共通 | (1) 事業計画書 (2) 収支計画書 (3) 市税等の納税証明書 (4) 事業実施等誓約書(様式第3号) |
| 個人の場合 | (1) 住民票の写し (2) 個人事業の開廃業等届出書(個人事業で届出済の場合) (3) 直近3期分の決算書 (4) 営業許可証等の写し(許認可を必要とする場合に限る。) (5) その他市長が必要と認める書類 |
| 法人の場合 | (1) 履歴事項全部証明書 (2) 定款の写し (3) 直近3期分の決算書 (4) 営業許可証等の写し(許認可を必要とする場合に限る。) (5) その他市長が必要と認める書類 |